

令和6年2月21日

お客さま各位

枚方信用金庫

「ことら送金」取扱開始に伴う当座勘定規定の改正について

平素は枚方信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では「ことら送金」の取扱いを開始したことに伴い、下記のとおり当座勘定規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正日前よりご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正日

令和6年2月26日（月）

2. 改正内容

新	旧
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払い義務を負いません。</p> <p>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</p> <p>（3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払い義務を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

以上